

つた關係上、その後の運動の経過を各運動員から説明あり、これを基礎に今後の運動法を決定するべく、議長は東盲の松野氏にて討論を開かす。十九日より運動報告によれば六人の博士（醫療制度審議會委員）への各個訪問では、盲人の可能的餘地なしとて一番強硬であつたと。

國會方面では特に衆議院（參議院は休會中）では晴眼者が鍼灸醫師法を提出、盲人不可能論が浸透してゐるやうにみうけられた。厚生省は一番我々に理解をもつておられ、我等の味方として努力中なりと。今後の運動は主として國會方面に注ぐべしと。

十九日の教員大會にて鍼灸存續委員會の名の基に運動したが、これを發展的に解消して、今後は鍼灸師法制定期同盟會として再發足し、強力な運動を少くとも十一月一杯は繼續する事に決定、資金の集め方、額等も決定して全國各地から運動員を東京に交代で常置する事になった。因に當日は厚生省より醫務局長久下勝二氏が出席その後の好轉の事情を説明された。

御禮

一金五百圓也 千葉縣 西澤道允殿
一金參百圓也 島根縣 舟木道宗殿
一金壹百圓也 横須賀 櫻井貞藏殿
一金壹百圓也 神奈川縣 匿名氏
右本誌刊行費の一部として御寄附頂きまして厚く御禮申上ます
醫道の日本社

業權擁護全國盲人大會

十月三十日午前十一時宮城前廣場に、今關秀雄氏を委員長として、全國よりの盲人四百名餘り集り、新法規に盲人の鍼灸術禁止の項のあるを排除せよと決議、宣言をなし、厚生省、衆、參兩議院、首相官邸へ陳情をなした。デモ行進は、靜かな行進ではあるが「盲人鍼灸家の生活權を守れ」等のプラカードを押立てての事で相當人目をひき、東京の朝日、毎日、東京新聞はそれぞれ寫眞入りで報道された。中にも東京タイムスでは、サトウハチローの、あたりきいたりためしつたりの欄では、彼一流の筆法をもつて一人盲人の大會參加途中の模様を傳えて都人の心に強い同情を起させた。

尙一行は參議院に於て小林參議と會見、今後の運動方法に關し懇談し、當日入つた尤も新しい情報を開かされた。

●厚生大臣、業者の要望を聴く（抄録）

厚生省側・醫務局長以下係官一同
（十月七日 於厚生省次官室）

業者代表 小林參議員、小守連盟會長、岡部學審鍼灸部長、松野東盲校長、原盲人福趾協會會長

大臣 本日參集願つたのは鍼灸マツサージ術者に對し、當局より全面的に禁止を要望されたので、これに對し醫療制度審議會より四ヶ條の答申があつた。これにより厚生省としては鍼灸術業者に何とか有利な對策を圖らなければならぬ、それについて業者の要望をききたいと思ふ、盲人に鍼灸術の可能的科學性をききたい。（小守）鍼灸術は目で經穴を知るものでなく觸覺によつて得るものであります。觸覺の鋭敏なる盲人が鍼灸治療點としての經絡經穴をさぐり得て技術を施すに微妙なる感覺を持つてゐる。（大臣）鍼灸術の科學性をききたい。（岡部）醫師と別個に鍼灸師と稱する特別技術者の存在が何故必要かと言へば

一、1. 經絡經穴を把握するに四五年かゝる
2. 鍼術、灸術の修得に四五年かゝる
以下四項略
（大臣）自分も鍼灸術の効能ある事は自ら體驗してゐるから、よくわかるがそのどうしてきくかについて聞き度い。（岡部）第一部東方醫學としての理論（1）鍼灸醫學の發祥と傳來と現況（2）東方醫學としての基礎理論（3）經絡經穴の實際應用（4）鍼灸治療の方法 第二部現代醫學的に究明されたる理論（1）鍼灸醫學の定義（2）鍼灸の科學的研究業績の抄録（3）血液有効成分に關する研究（4）血液液体成分の變化に關する研究（5）内臓と經穴との相互關係（6）植物神經と經穴とに關する研究 等の業績をの

このコンテンツは株式会社医道の日本社、著者が有しており、日本の著作権法および著作権に関する国際法によって保護されています。 営利・非営利にかかわらず、複製、複写、コピー、販売、その他の再利用を固く禁じます

べ、また治療點（經穴）の如何にして現われるか、反應としての經穴を處理する事により諸疾患の治療する理由を説明す。（大臣）よく理由がわかつた。これを英文にして出してくれ。

次に松野氏、原氏の盲人感覺鋭敏論、ヘレンケラー女史の例を擧げて説明す、又小林參議は、鍼灸が非科學的だと云われるのは、これまでの國家の方針が悪いのので、これに對する研究機關の不備であつた事等、數々説明された。

この會談に前後して、小林、岡部、小守の三氏の厚生省の訪問は數えられない程であり、岡部氏小守氏は共に臨床家であるだけに、その家計にあたる影響は大きいものと言わなければならぬ。

然しこうした運動によつて、厚生省を動かした業績は特筆に價するものがある。去る廿日愈々法案の作成なり、その筋へ提出されたが、この内容は知る可くもないが、おそらく我々ののぞむ線に沿つてなされた事は間違いない處である。それもこれも全國打つて一丸となつて日鍼連を支持し熱い聲援、後援がなされた賜である。

尙當日は發言權はないが坂本派の廣澤氏外四名が傍聴席にゐるのが見られた。

十月號にて發表せる、十一月古典鍼灸醫學講習會は都合により今回は中止致します、二十三年三月に行ふ豫定

醫道の日本社

十月二十七日、日鍼連（小守氏）が厚生省へ提出した請願書の内容の一部（二十一日の師會會議にて作製）

要望事項並に其の他關係事項（抄録）

一、鍼灸、按摩、マツサージ業者を一丸とする『鍼灸マツサージ（按摩を含む）師法』を制定し之を一本建とする事
二、鍼灸、按摩、マツサージ師は厚生大臣の免許制度とする事
三、鍼灸、按摩、マツサージ師試験は厚生大臣に於て施行する事
但、按摩は特別により地方長官に於ても施行し得る事
四、試験科目はその術行為の必要性に應じて定められ度き事
五、鍼灸、按摩、マツサージ師は施術上必要なる消毒藥品の使用及被施術者に於て必要とする證明書の發行を認容せられ度き事
六、鍼灸、按摩、マツサージ師の素質の向上に關し當局が必要と認めた講習會並に其の方法を講ぜられ度き事
七、鍼灸、按摩、マツサージ師の施術上の衛生設備の完全を圖る爲、適當なる規則を制定せられ度き事
八、鍼灸、按摩、マツサージ師は社會保險法による被保險者の治療を爲し得る様計られ度き事
九、鍼灸、按摩、マツサージ師の各術の

定義を一定せられ度き事
十、鍼灸術營業についても晴盲の區別なく取扱はれ度き事

× × ×
十月一日國會へ提出した、日鍼連（坂本眞氏）の鍼灸醫師法請願書の内より

鍼灸醫師法案（抄録）

第一條 鍼灸醫師（又は鍼灸醫）（以下同じ）となるには成年者であつて次の各號の一に該當する資格を有し鍼灸醫師籍に登録を受ける事
一、主務大臣の指定した學校又は講習所
二、鍼灸醫師試験に合格したもの
第三條 鍼灸醫師籍は主務大臣が之を管理する
第五條 四ヶ年以上鍼灸醫術に關する學術を修業したものでなければ鍼灸醫師の試験を受ける事ができない
第六條 鍼灸醫師試験は次の科目について之を行ふ 一、學說、解剖學、生理學、細菌學、消毒學、病理學、診斷學、等の大要、鍼科學、經穴學（又は鍼灸施術部位學） 二、實地試験、鍼灸の臨床實地
第十條 主務大臣は鍼灸醫師にして精神病又は不具癢疾となり鍼灸業を營むに不適當と認めた時は鍼灸醫師籍の登録を取消す事が出来る。但し疾病の治療した時は再度登録を受ける事ができる。
第十三條 鍼灸醫師は鍼灸施術のため必要なる範圍に於て、問診、望診、望診、打

このコンテンツは株式会社医道の日本社、著者が有しており、日本の著作権法および著作権に関する国際法によって保護されています。 営利・非営利にかかわらず、複製、複写、コピー、販売、その他の再利用を固く禁じます

診、聽診、血壓測定、其他命令で定める方法に依る診斷行為をなす事ができる
第十條 従前の法令により鍼灸術又は灸術業をなす事の資格を有する者は第一條各號の規定に該當するものと見なす事ができる

第二十一條 本法施行の當時従前の法令に依り地方長官の指定した學校に對しては第一條の規定に關しては主務大臣の指定した學校とみなす事ができる

六博士よりその筋へ提出の答申文（十月）

（十月）

一、鍼灸、按摩、マツサージ業者は凡て醫師の指導の下にあるのでなければ患者に對しその施術を行わしめない事
二、鍼灸營業については、盲人には原則として新規の免許を與えない事
三、整復術の營業については原則として新規の免許を與えない事
四、所謂醫業類似行為は凡て之を禁止する事

医道

医道の日本社

医道の日本社

医道の日本社

医道の日本社

医道の日本社

医道の日本社